

2010年12月9日

「今後の介護人材養成のあり方に関する検討会 中間まとめ」に関する調査報告

介護福祉士養成施設協会基本問題検討委員会 大学部会
介護福祉士養成大学連絡協議会

宮内 寿彦（十文字学園女子大学）

本調査は、本年8月に示された「今後の介護人材養成のあり方に関する検討会 中間まとめ」について、「介護福祉士養成大学の現状」を伝えていくことを目的として実施いたしました。調査期間が短いにもかかわらず、ご協力頂きました皆様に感謝申し上げます。

この調査結果は、介護福祉士養成施設協会大学部会（部会長 古川 孝順）、を通して、澤田基本問題検討委員長（介護福祉士養成施設協会副会長）へ伝えていきますことを申し添えます。

1. 調査概要

1-1. 調査主体

- ・介護福祉士養成施設協会基本問題検討委員会 大学部会
- ・介護福祉士養成大学連絡協議会

1-2. 調査対象及び調査方法

- ・介護福祉士養成大学（14 大学）※介護福祉士養成大学連絡協議会未加入校
- ・介護福祉士養成大学連絡協議会会員（正会員大学所属；54 大学）及び個人会員（6 名）
※本調査では、介護福祉士養成大学所属の個人会員は正会員大学として集計

- ・電子メール調査法及び郵送調査

1-3. 調査時期

- ・調査票の依頼時期・・・2010年11月1日（月）
- ・調査票の回収時期・・・2010年11月15日（月）

1-4. 回収結果

- ※全介護福祉士養成大学回収数（68 大学中 36 大学；回収率 52.9%）
- ・介護福祉士養成大学回収数（5 大学；回収率 35.7%）
- ・介護福祉士養成大学連絡協議会 正会員大学回収数（31 大学；回収率 57.4%）
個人会員回収数（3名；回収率 50.0%）

表 1. 基本属性の回答内訳

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
介護福祉士養成大学	5	12.8	12.8	12.8
連絡協議会会員大学	31	79.5	79.5	92.3
有効 連絡協議会個人会員	3	7.7	7.7	100.0
合計	39	100.0	100.0	

2. 調査結果

Ⅱ. 実務経験ルート600時間課程の義務付けが3年程度延期されることに対して

2-1. 「Ⅱ. 実務経験ルート600時間課程の義務付けが3年程度延期されることに対して」についての「賛成・反対」の集計結果

表2-1. 回答全体（介護福祉士養成大学及び介護福祉士養成大学連絡協議会会員の総和）による「賛成・反対」について

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
全体「賛成」	9	23.1	23.1	23.1
全体「反対」	28	71.8	71.8	94.9
有効 「その他」	2	5.1	5.1	100.0
合計	39	100.0	100.0	

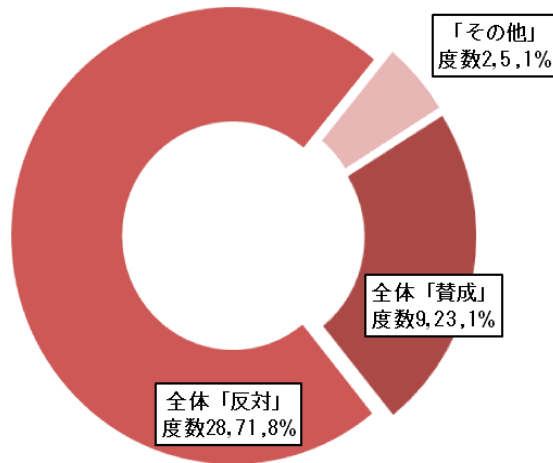


図2-1. 回答全体（介護福祉士養成大学及び介護福祉士養成大学連絡協議会会員の総和）による「賛成・反対」について

表2-2. 所属区分による「賛成・反対」について

		600時間の3年程度延期について			合計	
		「賛成」	「反対」	「その他」		
所属	介護福祉士養成大学	度数	3	2	0	5
		所属の%	60.0%	40.0%	.0%	100.0%
	連絡協議会会員大学	度数	6	23	2	31
		所属の%	19.4%	74.2%	6.5%	100.0%
	連絡協議会個人会員	度数	0	3	0	3
		所属の%	.0%	100.0%	.0%	100.0%
合計	度数	9	28	2	39	
	所属の%	23.1%	71.8%	5.1%	100.0%	

表2-3. 延期についての自由記述

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
「記述有り」	34	87.2	87.2	87.2
有効 「記述無し」	5	12.8	12.8	100.0
合計	39	100.0	100.0	

Ⅱ. 実務経験ルート600時間課程の義務付けが3年程度延期されることに対して

の「ご意見」について

「賛成」の自由記述

○600時間がスタートしたら4年生大学に、入学してくる学生は激減する。介護はこれから高齢化が進み介護の必要な高齢者が増加することは見えている。しかし、ただ介護をするだけではホームヘルパーで良いが、その人たちをマネジメントできる介護福祉士が重要である。よって、600時間は、働きながら資格を取るには必要ではあるが、現在現場に指導者が育っていないため若者に魅力のない職場になっている。介護の教育は人間相手の仕事であることを考えると、大学で教育することは重要である。ここでは踏ん張る必要があると思います。

○準備が整わない現在の状況では延期もやむをえないのかもしれない。厚生労働省の実施までのプロセスに関する見通しが甘かったように思います。個人的意見ですが、延期後の見通しも不透明なら、じっくりと時間をかけて介護福祉士及びその他のケア従事者の養成課程を（閉鎖的ではなく）オープンに検討して再考してもよいのではと考えます。今後、認知症の他、医療介護のできる人材養成のニーズが高くなるように思います。4年生課程では、専門介護福祉士の養成が出来るように働きかける必要があるかと思えます。

○国家試験合格できる実力が付いていれば、600時間課程は受けなくても問題ないと考えます。

○とりあえず混乱をさけるために賛成。福祉分野では十二分に検討し、簡単に変更したりしない堅実さ求められると思う。

○実務経験ルートのみでなく介護福祉士が業務独占となりうる専門性を持つ為に全体的に介護福祉士の資格取得を見直すべきである。

「反対」の自由記述

○この度の介護保険法改正の目的は、介護福祉士の質を高めるためのものであったはず。3年後、必ずしも施設側が職員を研修会に出せるような社会・経済状況になるとは言えないのではないかと。増して、一旦決められた法を簡単に取り消せば、政府に対する国民の信頼は益々、失墜するものと考えられる。当然予測できたはずの今の状況を考えられなかった政府に失望を禁じ得ない。

○現場のホームヘルパーは、平成24年までに資格取得を目標に、準備してきたと思います。延期されることで、働く本人は安心するかもしれませんが、3年程度延期することで、福祉業界に対してメリットがあるとは思えない。

ホームヘルパーとして働く者が、高い志をもって高度な学習を受けることは、福祉の発展に大きな一歩となることと信じている。○介護福祉士という専門職（国家資格者）の多数を、基礎教育を受けていない人が占める現状を改善すべきだとずっと考えてきたので、すべての人が一定の教育プロセスを経るといってこの改正を歓迎していた。人材が足りないから介護福祉士養成をこれまで通りのゆるいものにするという国の姿勢はおかしい。国民は保険料を支払い、質の高い介護を望んでいる。ましては認知症の人を虐待する介護など望んでいない。しかるに、現場を実習指導巡回でまわれば、多くの施設で虐待がある。人権を守る社会福祉専門職である介護福祉士を養成するためには、一日も早く基礎教育を課すべきである。

介護福祉士の資格の標準化という意味からも、早急に実務経験のみの国家試験受験資格を廃止し、一定の教育課程を経た介護福祉士に一本化するという本来の根源的な趣旨に反する。

○介護福祉士の未来を考えた場合、600時間課程の義務付けの必要性を感じております。「ケアの質の向上」をアップしていくことで「介護職の社会的地位の向上」につなげるためにも必要だと思います。

○介護に魅力を感じなければ介護人材不足は続くでしょう。今だけのことを考えるのではなく、介護職の未来を見据え、600時間課程が義務付けられたのだとおもいます。とにかく介護に携わる人はある一定の介護に関する知識や技術を養成校の教員から学ぶ必要があると思っています。

○いったん決めて路線を引いた以上、実施評価をしてから変更すべき。変更しなければならぬ理由や趣旨も明確でない上、勝手に軌道修正すべきでない。部分的な内容等の変更にとどめるべきである。

○そもそも、今回の600時間問題が浮上したのは、新カリへの対応（専門学校卒業生に受験資格を課す）と連動してのことであり、実務経験組のみに負荷を与えることではなかったはずである。また、新カリへの対応は、介護福祉士の専門性の向上を目指してのことであり、3年課程への移行を一時棚上げした上での対応だったのであり、喫緊の課題であったはずである。

これらの点からしたら、600時間問題を先送りすることは介護福祉士の資格への冒涜以外のなにものでもない。さらにいえば、

介護福祉士の資格は名称独占であり、国試受験資格要件を3年間延ばさなくとも仕事には就けるのであり、3年間延ばす必然性がない。あえて延ばすのであれば、10年ほど延ばすのを我慢するので、業務独占にするべきである。介護福祉士養成協会としては、介護福祉士の専門性の向上の意味からも、断固反対を唱えるべきものである。

○延期意見の主旨の多くは、負担に耐えられないという点だと思う。経営者は業務調整ができないこと、従事者が時間の確保と研修費の負担が主なものとの報告だ。法改正から準備期間があったことや、通常、専門職といわれる資格取得には、時間も費用も必要である点を考えれば予定どおり実施されるべきものではないか。現実的でないとの意見がある一方で、資格取得方法変更に合わせて準備をすすめてきた経営者や、個人がいるのも事実であろう。そのような人々にとっては今回の3年延期の見解は大きな肩すかしとなるし、そもそも準備してきたことが水泡に帰すことになってしまう。介護福祉士の法改正はこれまでも走りながら考えるというのが基本的なスタンスであったろう。まずは実行しその上で解決すべき点の検討を同時進行で行なうのが筋ではないかと考えている。

○一度決めたことです。文科省関係の資格でこの様なことはありません。介護福祉士の質の向上という考えはどこへいつってしまったのか。人材不足はありますが、介護福祉士の乱発で質の低下や、事故等が起きることも考えられます。

○国家資格でありながら、取得方法がばらばらであり、そのことは、介護の現場に大きく悪影響を及ぼしている。

学生の実習時にも、資格を否定する介護職員から、「この仕事は資格ではない」などの指導を受ける場面が特に多くなった。学生は、それに反論できないばかりか、そうかも知れないと思う。それを、修整するのが困難である。介護職員の統一した、理念が必要である。国は、老協などの意見に左右されて、600時間教育を遅らせようとしているが、介護の現場で起きていることに鈍感過ぎる。穏やかにその日を過ごせば、いい介護をしたと錯覚している介護職員が大半である。早急にしっかりした教育を受けたものが、正しい、介護過程を展開し介護に携わらないと、手遅れとなることは必至である。

○介護福祉士の質向上のためには、教育の充実が必要だと思います。

○介護福祉士という国家資格の質にかかわる法律事項にも関わらず、現場からの要請で一方的に延期されることは介護福祉士の価値・社会的評価を下げ、教育現場を振り回す結果となる。今後延期の後どのような事態が展開されていくのかを考える時、実務経験者に対する教育上の介入は急務の課題だと考える。

○「すべての者が一定の教育プロセスを経るという資格取得方法の一本化」に関しては、以前から進められてきたことである。例えば、介護技術講習会においても、将来的には一本化の方向性が打ち出されていたことにより、各養成校は協力体制を整えた。社会情勢の変化に対応することも重要ではあるが、このままであればいつまで経っても介護に従事する者の社会的な評価は変わらない。

○養成時間の1800時間に対して、短いことを感じていたにも関わらず、反対の主旨がよくない

○他の専門職と同様に国家試験を実施すべし、このままではよくない

○介護人材の資質向上から国家資格である介護福祉士について資格取得方法の一本化等が、介護人材の養成ということで検討されているが、介護問題がこの中に集約される形になっており、論点がずれている。これからの社会ニーズに合った介護福祉士の養成を目指してはいたはずだが、旧態依然を容認する形になってきている。これから介護も専門職として確立していかなければならない時に、残念な内容だと思う。

○現場経験で国家試験を受験する方達は、体系的な専門教育を受けていないため、一般的に理論的展開力が不足していると思います。介護福祉士の地位向上と社会的認知を高めるためには、専門性の確立が必要で、そのためには有資格者の質を一定にすることが求められると思います。現場から研修に参加できにくい状況や人手不足はあると思いますが、「600時間課程」はすでに協議された上で進められていたことであり、早急に研修が実施できる体制を整えていただきたいと思います。他の国家資格取得には、年数も費用もかかっていることも含め、現場の方達には、質の向上のためには教育（研修）が必要であることをご理解いただきたいと願います。そもそも、現場からの意見を鑑み「600時間課程」を3年間延期するというのであれば、養成校からの要望を十分に聴き、実務経験ルート廃止のための検討を行ってほしいと切望します。

「その他」の自由記述

○介護福祉士の資格が「名称独占」である限り、いくら国家試験化をしても現状として社会的地位が上がらないと思う。そちらを解決しなければ、いくら反対しても、賛成しても現状の問題は変わらないと思う。

○この問題に関しては、大学部会で問うことではないと思います。資格は個人の問題です。個人の努力によって取得するものです。資格のレベルを上げるための手段と捉えるならば、国家試験のレベルを上げるべきだと思います。

Ⅲ-1. 平成21年度入学生から新カリキュラムが進行する途中で、介護福祉士養成施設で学ぶ学生における国家試験受験義務付けが3年程度延期されることについて

2-2. 「3年程度の延期」に関する「影響」についての集計結果

表2-4. 延期に関する影響の度数分布

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
「大いに影響がある」	19	48.7	48.7	48.7
「やや影響がある」	13	33.3	33.3	82.1
有効 「影響はない」	4	10.3	10.3	92.3
「わからない」	3	7.7	7.7	100.0
合計	39	100.0	100.0	

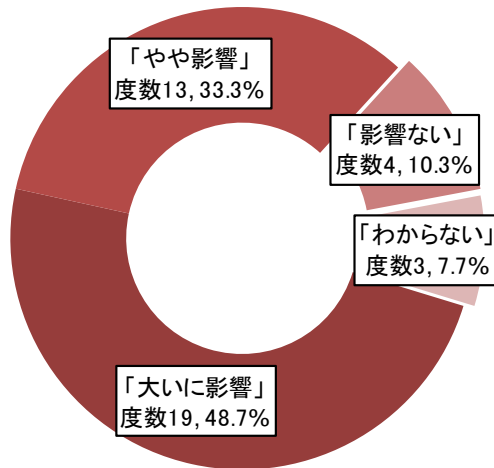


図2-2. 延期に関する影響について

表2-5. 「影響」と「賛成・反対」についてのクロス表

		600時間の3年程度の延期について			合計	
		「賛成」	「反対」	「その他」		
Ⅲ-1.	「大いに影響がある」	度数 19	3	15	1	19
		Ⅲ-1. の %	15.8%	78.9%	5.3%	100.0%
	「やや影響がある」	度数 13	4	8	1	13
		Ⅲ-1. の %	30.8%	61.5%	7.7%	100.0%
	「影響はない」	度数 4	2	2	0	4
		Ⅲ-1. の %	50.0%	50.0%	.0%	100.0%
	「わからない」	度数 3	0	3	0	3
		Ⅲ-1. の %	.0%	100.0%	.0%	100.0%
合計		度数 39	9	28	2	39
		Ⅲ-1. の %	23.1%	71.8%	5.1%	100.0%

Ⅲ-2. 「1. 大きな影響がある」、「2. やや影響がある」にご回答について

表2-6. 「影響項目」の度数分布

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
次年度の募集・広報の影響	23	24.2%	71.9%
在学生への影響	29	30.5%	90.6%
保護者への影響	18	18.9%	56.3%
教育体制への影響	21	22.1%	65.6%
その他	4	4.2%	12.5%
合計	95	100.0%	296.9%

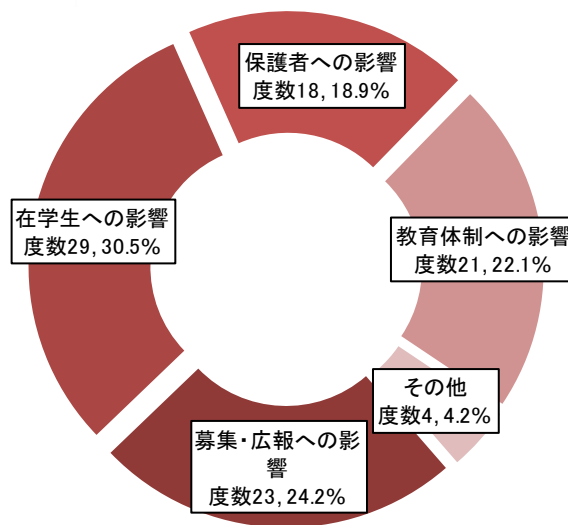


図2-2. 「影響項目」の内訳について

表2-7. 「要望案1」の自由記述の「有無」について

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
「自由記述有り」	22	56.4	56.4	56.4
有効 「自由記述無し」	17	43.6	43.6	100.0
合計	39	100.0	100.0	

Ⅲ-2. その他の「ご意見」について

「その他」の自由記述

- すべてに影響がある。
- 国家試験対策も含め、国家試験のカリキュラムで動いています。学生には「決定ではない」と伝えていますが動揺しております。影響がどの程度出るかはわかりませんが、学生・保護者にもどのように説明すればいいのか・・・戸惑っています。
- 大学のパンフレットや教育内容に大幅な変更を強いられ、大きな経済的な負担が生じている。誰に損害賠償責任を求めるのか？

Ⅲ-2. 平成21年度入学生から新カリキュラムが進行する途中で、介護福祉士養成施設で学ぶ学生における国家試験受験義務付けが3年程度延期されることについての

「ご意見」について

「その他」の自由記述

○私は、EPA（経済連携協定）関わって来ました。インドネシア、フィリピンの介護福祉士候補者は日本の漢字が難しく、話は出来ても文章は書けません。国家試験に合格を考えている人は、ほとんどいません。私は、ホームヘルパー位の認定で、働いて貰いその人たちを指導するには日本の介護福祉士（大学卒）であると考えています。EPA で来ている人は（出稼ぎ）です。教育を受けた日本の指導者が必要と特に感じています。

○既に23年度募集用パンフには、国家試験が始まることを記載しているので、国家試験がなくなった場合、本人は勿論のこと、高校側や保護者に何らかの形でお詫びをしなければならないと思っている。

○近年において、介護の人材不足は、専門性が低く賃金も低いなど社会的認知不足が挙げられます。待遇改善を行って、潜在的介護福祉士を発掘することも必要ですが、専門性を高めて社会に認知させる取り組みを一刻も早く実行する必要があると思います。

入学時より、国家試験を受験することを前提に、勉学に励んできた学生達が、無試験で資格が与えられることで学習意欲が低下することが予想されます。

○制度がくるくる変わると、在学している学生たちはもちろん、これから入学してくる学生の覚悟がゆらぐ。

（例：また国家試験の延期があるかもしれないとのんびりする）また、他学科や市民からこの資格に関する信頼度がゆらぐ。

○何故このような展開になっているのか意味不明。

○2007年の社会福祉士及び介護福祉士法改正によって2012年度から介護福祉士資格取得については一定の教育プロセスを課した後に国家試験を受験する形に一本化されました。加えて実務経験者には600時間の養成課程が義務付けられ、介護福祉士養成校通学する学生も国家試験が義務付けられました。本学は4年制であるため、すでに国家試験受験組です。すでに国家試験に向けて動き出しているのに、「国家試験実施見直し」とはどういうことなのでしょう。仮に延期になった場合、これは広く社会一般、学生に対する裏切りではないでしょうか。本学（4大のため2009年度入学生から国家試験を受験）の現2年生は介護福祉士一本に絞って国家試験対策のための勉強もしています。ダブルライセンスを考えていた学生も介護福祉士は国家試験だからといって一本に絞っている。学生の未来をも奪ってしまうことになると思います。

介護福祉士国家試験が先送りになるのであれば「新カリキュラム」への移行は何だったのでしょうか。教育の現場は、厚労省に振り回され、混乱しています。

○質問Ⅱとの関係で、専門学校も国試が遅れることになり、専門性が担保されることが（国試でスクリーニングされることが）できなくなる。教育内容は、国試験の義務付けの有無に関わらず、4年制大学にふさわしい教授を目指しているので、格別に影響があるわけではないが、3年間延期は反対である。

○今まで新法の在り方も、全て専門学校や短期大学の養成校に有利なことばかりだと思います。当初は3年生にする方向が結局は、専門学校や短期大学の救済の為に2年生になったと聞いています。新法の検討から、全て試験にということが確認されています。今になって、3年間猶予は当初の確認を根本から覆すものであり、介護福祉士の質の向上という意味も何処へ言ってしまったのかと思われる。もっと大学側から介護教に強力で発言しなくてはならないと思います。○本学では、介護福祉士専攻は2年前から募集停止の為、3・4年生しか在籍していない（※影響はない意見）。

○①在学生に対しても保護者に対しても、これまでのやり方は、数の確保から仕方がなかったことであり、ようやく、本当の意味での資格になった。誇りを持って介護福祉士になるための学びをしようと、言ってきたことが根底から崩れる。まだ、在学生には話していないが、気付いている様子である。②教育は国の指針であるのに、一旦決まったことが崩される。これだけで、現場は、反対すれば簡単に折れる、そのことは、現場の法令順守などにも、悪影響が起きる予感がある。21年度・22年度入学生のレベルが明らかに、それまでよりも、高くなったが、また落ちる懸念がある。

○当初からの検討に急ぎすぎ不十分さを感じている。もっと広く（例えば4年制大学の意見も聞いて）各分野の意見を聴取してほしい。

○本学は入学後の早い時期に、コース選択をすることになっている。介護福祉コースを選択する際には、国家試験受験の有無は大き

な選択要因になっている。そのことが選択要因となった学生、保護者からは苦情や抗議が予想される。また次年度の学生募集にも影響がかなりあると考える。

○在校生は国家試験があるものとして入学している。他からは「無くなって喜ぶのではないか」などと言われている節もあるが、ダブル国家試験に臨む意気込みで入学してきた学生にとって、モチベーションが下がる可能性が十分あり得る。

○大学は、国家試験受験のはずである在学生在の中で、変更されるという異例の事態になる。通過した制度がこうも簡単に覆されるのか。

○3年延期をして介護現場は改善されるのでしょうか

○国家試験を受け資格を取得するということが、学生たちの一つの誇りであり、目標となっていました。中間まとめの発表後より、一部の学生（目的意識の高い学生）や教員のモチベーションの低下がみられてきました。

IV. 介護福祉士養成施設協会（大学部会）への要望について

○「指導者としての教育の充実について」

【理 由】

「現在、京都の「指導者講習会」に初年度から携わっています。指導者の中には、高校しか出ていないので、大学生は指導できません。施設の代表で講習を受けている人が自信がなく、ただ施設が行けと言ったから来たという指導者を見ていると、仕事の「誇り」もなく毎日を過ごしているように思えます。確かに、講習会に来ている「4大卒」は高校卒や短大卒とは違い2年間長く教育を受けた者は、思考過程、洞察力等が違うことを最近感じています。よって、大学の指導者としての教育を受けた者は現場1年で「指導者」となれるような枠組みが必要と考えます。

○「介護福祉士養成を大学で担うことの重要性について、大学教育の観点から積極的に検討していただきたい」

【理 由】

今後益々、介護福祉士の専門性が問われていくものと考えられる。特に専門介護福祉士の教育については、リカレント教育の視点からも一層の専門性が求められるものと考えられる。そのためには、研究機関としての大学で学問的・体系的な教育をすることが不可欠だと考えられる。

○「日本介護福祉士養成施設協会との連携について」

【理 由】

「今後の介護人材の養成に関する検討会」では、日本介護福祉士養成施設協会、日本介護福祉士会ともに、3年延期について了承されたと同っております。日本介護福祉士養成施設協会に厚労省から打診があったとしたら総会を開くなどして、日本介護福祉士養成施設協会全体の意見として回答すべきではないでしょうか。そういうことも含めて日本介護福祉士養成施設協会との連携はどのように取られておられるのかお聞きしたいと思います。

○「介護福祉教育の教員養成について」

【理 由】

大学と専門学校や短期大学との差別化を図るために、介護福祉教育の教員免許の科目履修単位（一部）を認めて欲しい。

○「養成期間の3年・4年の必要性について」

【理 由】

介護福祉士の定義が「入浴・排泄・食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」へと変更されたように、介護福祉士の専門性は2年間で教育できるものではない。

大学部会としては、三大介護から利用者理解できる介護福祉士に求められる教育に必要なカリキュラムのあり方なども検討し、3年養成（欠いで4年養成）になるよう、早急に意見を集約すべきである。1800時間という中途半端な改正にしたことが、今回のような混乱を引き起こした要因となっている。

○「介護福祉業務のイメージについて」

【理 由】

大学部会が検討している教員要件などの例として取り上げられる看護師が大変な業務であっても「天使」のようなイメージを持って

いるのに対して、介護はその業務自体が「更生のための社会活動」「懺悔の取組み」などのようなイメージをもたれている。このことはすでに酒井法子事件の際に東京介護福祉士会副会長が同様の見解を示しているとおりである。他にも犯罪行為を働いたタレントが訪問介護員2級資格を取得することで心を入れ替えているかのごときに言われた。介護がこのような対象とされている現状では、大学教育を経て介護福祉士を目指すということにはなかなかならないのではないだろうか。大学教育が介護教員要件を満たすアドバンテージを得たとしても、介護教員として活躍すべき場所が十分でない現実もある。既に多くの先駆者や協議会の方々が心を砕いて取組んでいらっしゃることは思うが、地道で時間のかかり、かつ社会的に理解を得ることが容易ではないであろう「介護福祉の専門性」を確立し、社会的な評価を得て行くことこそ、この部会や大学の担う役割の一つなのだと考えている。

○「国試の延長について」

【理 由】

一度決まった法律に基づき教育を進めている段階で教育課程を覆すこと事態おかしい。この教育の成果を評価してから帰るべき。専門職養成の観点で議論しなければ、介護福祉士の資格を貶めることとなると考える。養成プロセスがコロコロ変わる国家資格はありません。

○「社会福祉士とのダブルライセンス資格取得に関するカリキュラムについて」

【理 由】

それぞれの専門を学ぶためのカリキュラムに互換性を持たせ、4年生ならではの、ゆとりのある学習体制を図りたい。資格取得時が専門職のスタートであり、生涯学習制度（資格制度）の確立も必要と考えます。

○「介護福祉士教育のカリキュラム内容について」

【理 由】

「本学では①「コミュニケーション」という重要なカリキュラムにおいて、社会福祉・介護福祉に精通した教員が担当するのは1年次の前期のみで、その他は読み替えられるなどして、専門外と思われる教員の担当となり、継続した学びになっていないように思われる。②介護福祉士に疫の吸引等、業務が拡大されるにあたり、(この事は、病院を訪問しても理解できる。それは、療養病床群を案内の医師により「看護職よりも介護職の数が多いんですよ」の言にも現れている。本学では、専門職の古い概念から、その演習を躊躇するなど、危惧されることが起きようとしている。養成校でのみ体験できることであるから、人形を使うなどして行って欲しい旨をお願いしているが、実現は難しそうである。看護教員と介護教員が介護福祉士となる学生のために、同じ教育理念こそ重要と思われる。③家政学が、なおざりにされていることに、注視すべきである。在宅介護の養成カリキュラムが無くなったも同然であり、今後を見据えて、大学教育を受けたものが教員となり、家政の大切さについても、強調すべきである。現状では、在宅介護の真の指導者がいないために、ヘルパーは右往左往しており、在宅介護消滅の危機である。

○「養成制度全般について」

【理 由】

専門学校とは違う大学としての特殊性をもっと理解し、認めてほしい。

○「実習施設の指導力について」

【理 由】

新カリキュラムの「介護過程の展開」では、ICFに基づいた論理的な思考過程を重要視する教育が始まっている。特に介護領域は教科内容と時間数も増え、介護福祉士として必要とされる知識・技術教育はより専門職として深められていると考える。しかし施設の実習指導者の指導レベルが、学校教育のレベルに追いついていないことが多くあり、学校で習ったことを実践の場で再学習(体験)できないことや実習後学生の授業に対するモチベーションが下がっていたりすることがある。

今後、教育と現場の指導力の乖離が一層進むのではないかと危惧している。養成教育が現場の指導力向上に関わる意味でも、実務経験者への600時間課程の教育は必要だと考えている。

○「キャリアアップの仕組みについて」

○大学部会独自の活動の目的を明確にすべきです。介養協に引きずられ、介養協の経営論理の中では、教育論理の意義や価値が薄められてしまう危険があります。大学における教育は何をなすべきか、就学期間の違いを明確にすべきです。

3. 考察

3-1. 実務経験ルート600時間課程の義務付けが3年程度延期されることに対して

回答全体（介護福祉士養成大学及び介護福祉士養成大学連絡協議会会員の総和）による「賛成・反対」についての結果では、回答全体「賛成」が2割（度数9；23.1%）、回答全体「反対」が7割（度数28；71.8%）の結果であった（表2-1参照）。※「賛成・反対」についての直接確率計算結果（両側検定 $p=0.0025$ ($p<0.01$))、「反対」が有意に多い。

3-2. 実務経験ルート600時間課程の義務付けが3年程度延期されることに対する自由記述

自由記述の「有無」については、介護福祉士養成大学及び介護福祉士養成大学連絡協議会会員の総和による「記述有り」が8割以上（度数34；87.2%）であった（表2-3参照）。この結果は「賛否」を問わず、「延期」に対する関心の高さを示している。

自由記述の内容では、「賛成・反対及びその他」について様々な視点から意見が出された。「賛成の自由記述」では、積極的な「賛成意見」ではなく現状について仕方がないといった意見も出されている。

3-3. 3年程度延期に関する「影響」について

回答全体による「影響がある（大いに影響がある・やや影響がある）の総和」項目の結果では、回答全体で8割（度数32；82.1%）、「影響はない」項目が1割（度数4；10.3%）、「わからない」が1割弱（度数3；7.7%）の結果であった（表2-4参照）。

「影響」項目と「賛成・反対」についてのクロス表の結果では、「大いに影響がある・反対」が最も多く（度数15）、次いで、「やや影響がある・反対」が多い結果であった（度数8）。「影響はない」項目と「賛成及び反対」については同じであった（度数2）。

3-4. 「影響項目」の度数分布について

「影響項目」の度数分布については、「在学生への影響（応答数29；30.5%）」が最も多く、次いで「次年度の募集・広報への影響（応答数23；24.2%）」、「教育体制への影響（応答数21；22.1%）」、「保護者への影響（度数18；18.9%）」の順であった。この結果は、いずれの項目においても影響があることを示している。

自由記述の内容では、緊迫な問題であることが示唆された。

3-5. 介護福祉士養成施設協会（大学部会）への要望について

「介護福祉士養成施設協会（大学部会）への要望について」は12件数の要望が寄せられた。要望の傾向として、①養成教育・カリキュラムに関する要望、②介護福祉士養成大学の独自性について、③大学部会の活動内容・連携等、であった。今後、大学部会の活動指針を明確化し、介護福祉士養成大学連絡協議会との連携・協同のあり方について議論を進めることが課題となる。

4. 今後の課題と方向性

今回の調査では、「延期に関する影響」及び「大学部会への要望」についての意見集約をすることができた。

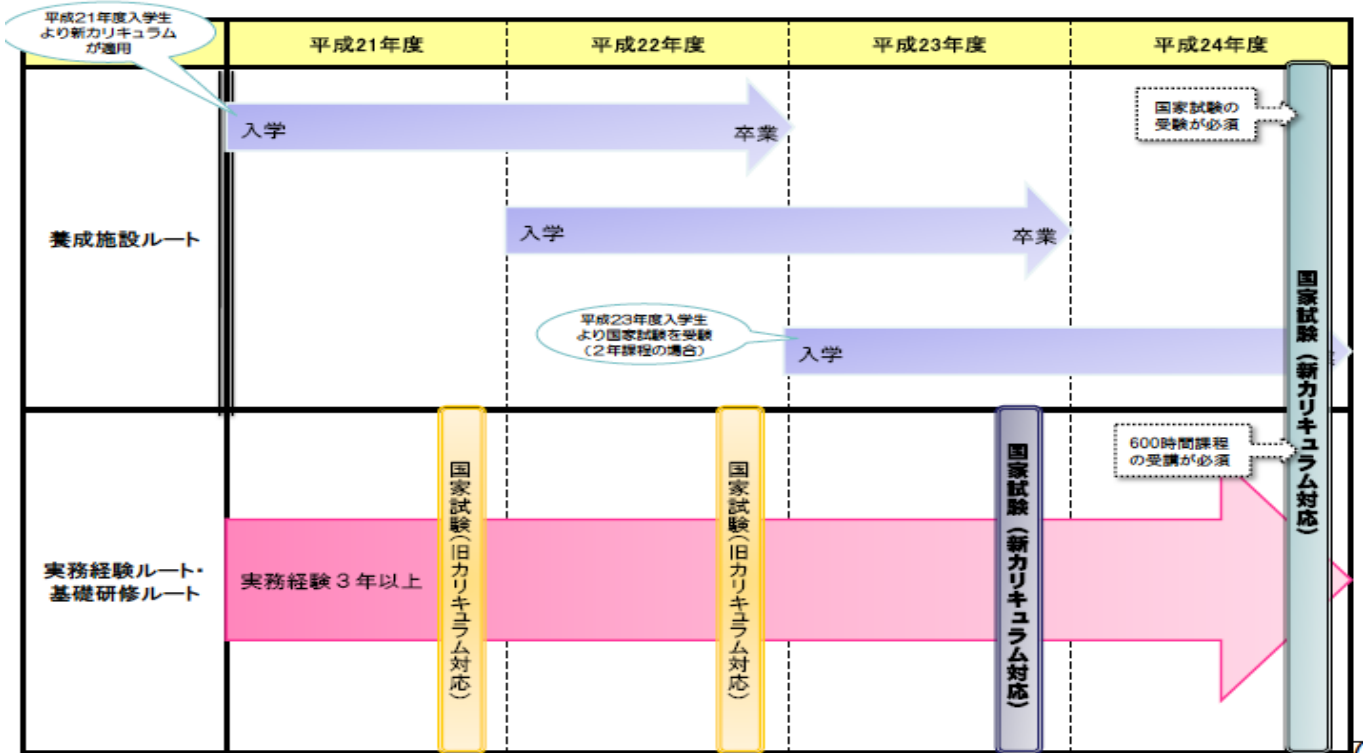
今後の課題として、法改正により3年程度の延期（平成28年1月に国家試験実施と仮定した場合）が正式に決定した場合は、2011（平成23）年度入学者は国家試験免除になるが、翌年の2012（平成24）年度入学者は国家試験が実施学年であり、学年によって国家試験対策等の教育体制への影響が予測される。一方2年課程では、2014（平成26）年度入学者から義務づけられる為に、学生募集確保にも影響を与えることも予測される（図4-1参照）。

今後の方向性として、法改正についての動向に注視し、今回の調査で明らかになった介護福祉士養成大学の諸問題について、

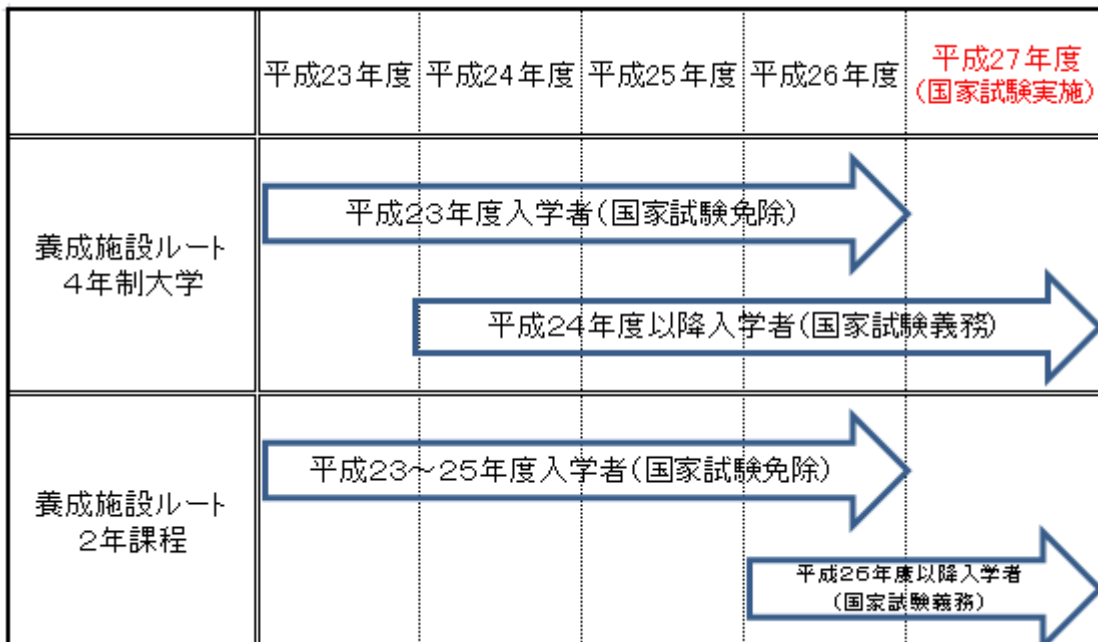
介護福祉士養成大学連絡協議会と協同し活動・対策についての議論を進めていく。

(参考資料)

「社会福祉士及び介護福祉士法」一部改正法の施行スケジュール



出典) 第1回「今後の介護人材の在り方に関する検討会」資料p8より引用。



「国家試験延期後の養成施設ルートの見通し」※平成27年度から国家試験実施と仮定 宮内作成